

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

2000年1月に商業省より発令された「商業会社の貿易業務に関する省令 (Prakas on Trading Activities of Commercial Companies)」によると、商業省に登録したカンボジア企業及び外国企業は自由に貿易業務に従事することが可能である。貿易の管轄官庁は商業省、経済財務省傘下のCAMCONTROL。

輸出入規制品目は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表に品目別に、必要なライセンスおよびその担当省庁も明示されている。担当省庁には、カンボジア開発評議会 (CDC)、農林水産省 (MAFF)、経済財務省 (MEF)、鉱工業エネルギー省 (MIME)、商業省 (MOC)、文化芸術省 (MOCFA)、国防省 (MOD)、環境省 (MOE)、保健省 (MOH)、内務省 (MOI)、郵便通信省 (MPTC)、カンボジア中央銀行 (NBC) がある。

日本から輸出する際の船積み前検査は不要。また、セーフガード、アンチダンピング、相殺関税等に関する法、規制は存在しない。

地理的な制約を受ける特定の輸出入地域は存在しない。

(1) 輸入規制

1994年に発表された包括的貿易改革プログラムにより、基本的に輸入規制は撤廃されている。輸入禁止・規制品目、担当官庁等の詳細は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表に記載されている。輸入ライセンス制度についても一部 (全体の品目数の約 18%) を除いて 1994年に撤廃された。

図表 16-1 主な輸入禁止品目と輸入規制品目のリスト

輸入禁止品目	
	中古品 (タイヤ、コンピューター、電池、履物、バッグ等)
	右ハンドルの自動車
	宗教、政治的、または猥褻図書等の法律に触れる印刷物
	知的財産権を侵害する偽物
輸入許可が必要な品目 (担当官庁名)	
	薬品、医療関係品 (保健省)
	生きている家畜 (農林水産省)
	武器弾薬 (内務省)
	文化芸術関係品 (文化芸術省)
	金・銀 (カンボジア国家銀行)

(注) ライセンスが必要な品目は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表を参照
(出所) 関税消費税総局、JETRO 資料より作成

(2) 輸出規制

輸出禁止・規制品目、担当官庁等の詳細は、輸入規制同様、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表に記載されている。

2012 年 12 月現在、カンボジアには現地化比率規定は存在しない。また、輸出製品の生産における輸入原材料・部品の使用については、健康・環境・社会に有害でないこと以外に規制されていない。

図表 16-2 主な輸出禁止品目と主な輸出規制品目のリスト

輸出禁止品目	
	木材
輸出規制対象品目（ライセンス申請先）	
	木材加工製品[家具、木製手工芸品等]（農林水産省）
	武器、軍用車両・機器（防衛省）
	薬品・医療関係品（保健省）
	文化財（文化芸術省）

(注) ライセンスが必要な品目は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表を参照
(出所) 商務省、JETRO 資料より作成

2. 関税制度

カンボジアの関税制度は、投資法または他の特別規定による免税措置が認められている場合を除き、全ての輸出入貨物について 2007 年に施行された税関法により運用されている。この法律の管理と執行には経済財務省傘下の関税消費税総局が責任を有している。

関税体系は、①一般関税率の他、②後発開発途上国としての輸出に関する特惠、③輸出に関する優遇措置、制限及び課税、④免税輸入（マスターリスト）、⑤ASEAN 自由貿易協定（AFTA）による特惠関税率、⑥ASEAN と各国間の自由貿易協定、⑦日本・ASEAN 包括的経済連携協定（ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership : AJCEP）があり、条件により適用できる。

一般関税率は輸入関税が 0%、7%、15%、35% の 4 区分、輸出税は主に 10% である。なお、輸入に際しては原則付加価値税（10%）が課される。

図表 16-3 輸入における一般関税の適用税率と主要品目

適用税率	主要品目
0%	医療用品、肥料、書籍、鉱石、石油ガス 等
7%	食用の果実、動・植物性の油脂、糖類、原皮（毛皮を除く）および革、身辺細貨類、自転車、楽器 等
15%	アルコール（ビールを除く）、モーターサイクル、時計 等
35%	わら等の組物材料の製品、家庭用電気機器、乗用自動車

(出所) 関税消費税総局資料より作成

3. 通関手続

通関手続の簡素化のため、包括的電子通関システムである ASYCUDA⁴ を核とした「貿易円滑化プログラム」が実施されている。通関申告書に「単一管理書類 (SAD)」を使用し、貿易関連の申請、通関、検査に適用するリスクマネジメントシステムを導入。

SAD は 2008 年 1 月から手作業による入力用として使用され始め、ASYCUDA は同年 5 月からシハヌークビル港で運用が開始された。SAD は全ての通関業務で使用され、ASYCUDA も全ての通関を対象に順次運用が開始されている。

ASYCUDA が運用されている税関では、90%以上の輸出入貨物が税関申告書の提出後 24 時間以内に通関を終了させており、ASYCUDA の導入により、開梱検査の必要がある貨物件数も減少している。

図表 16-4 輸出入通関手続に必要な書類

	輸出	輸入
輸出入申告書 (ASYCUDAで作成)	○	○
輸出申請書	○	
認証済みインボイス	○	○
パッキングリスト	○	○
船荷証券	○	○
付加価値税登録書	○	○
輸入許可証 (必要な場合)		○
輸出許可証 (税関支署が発行)	○	
関税免除許可証 (必要な場合)	○	○
原産地証明書 (必要な場合)	○	○
輸出入ライセンス (必要な場合)	○	○

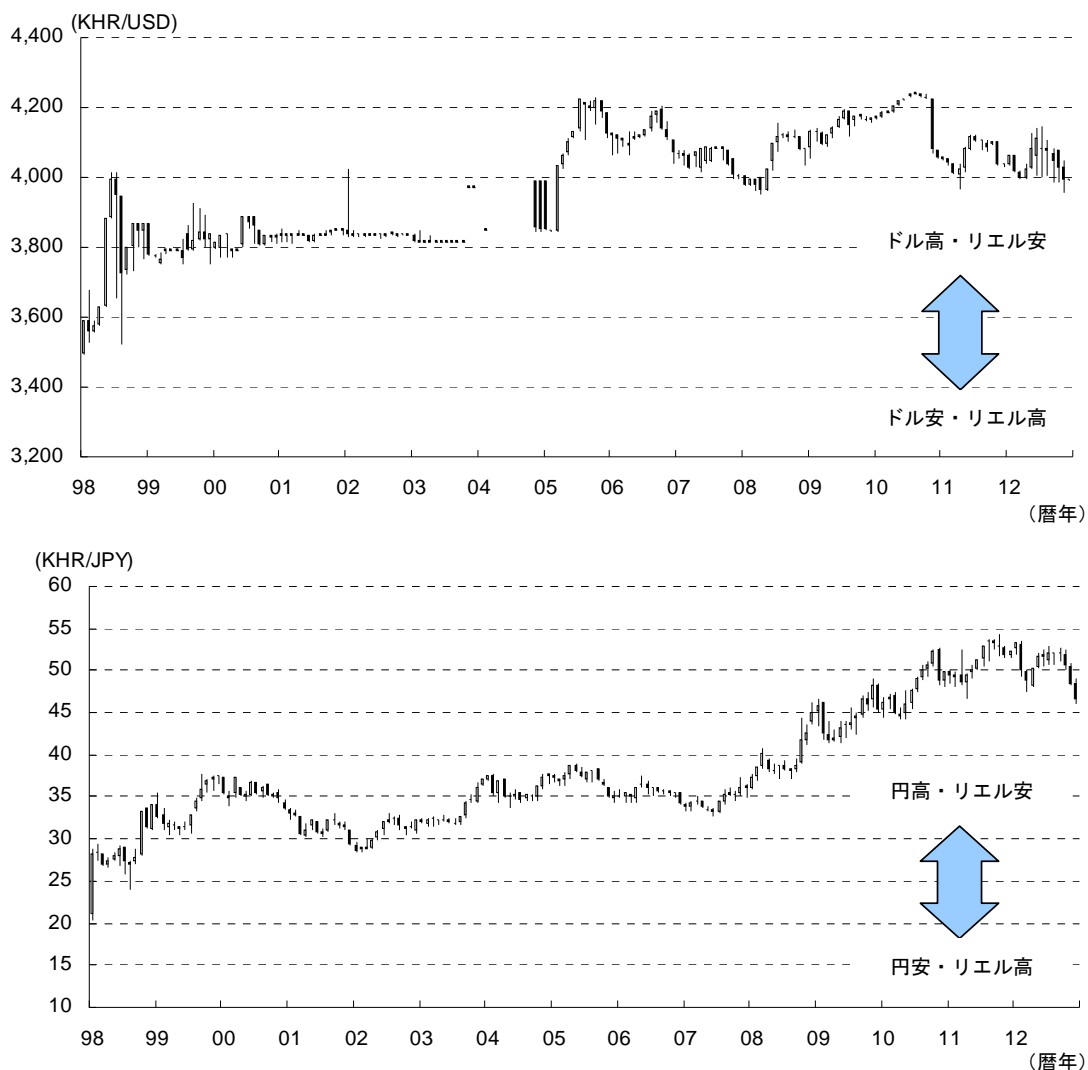
(出所) 商務省、JETRO 等の資料より作成

4. 為替相場

カンボジアの為替相場は管理フロート制を採用している。基本的に中央銀行 (NBC) が、現地通貨リエルの対米ドルレートを安定的に管理しており、およそ 1 ドル=4,000 リエル前後で推移している。2009 年は 5,400 万ドル、2010 年は 4,800 万ドル規模の為替市場への介入 (リエル買いドル売り) を行った (2011 年は実施していない)。

⁴Automated System for Customs Data の略称。通関業務のコンピュータ化の総称のこと。日本では NACCS という名称の通関システムを使用している。ASYCUDA は UNCTAD (国連貿易開発会議) がシステム化の遅れている国に対して無料で提供を行っている。

図表 16-5 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

1992年の政令では、外国通貨による取引が禁止されている。しかし、カンボジアは高度にドル化⁵した経済であり、流通している現金の90%以上が米ドル、預金の約97%は米ドル建てとなっている。

居住者は国内銀行に外貨建て口座を自由に保有することができる。海外での預金口座開設についてもマネーロンダリング規制以外に特段の制限はない。非居住者であってもカンボジア国内で預金口座を自由に保有でき、マネーロンダリング規制以外に特段の規制は存在しない。なお、一部の銀行では口座開設時に有効期限の残存期間が6ヵ月以上のビザの提示を求められる場合がある。

⁵米ドルが米国以外の国で国内通貨に代わる通貨として利用される現象のこと。

(1) 貿易取引

1997年に制定された外国為替法（Low on foreign exchange）で、外為取引の原則自由が規定され、輸出入時の決済手段にはL/Cも利用されている。

ただし、すべての越境外為取引はカンボジアで営業する公認銀行を通じて行わなければならない。公認銀行は1万ドル以上の送金について、その都度の送金額をカンボジア中央銀行へ届け出る必要がある。

金、未加工の宝石、その他の貴金属の輸出入は、カンボジア中央銀行へ事前に届け出ることで自由に行うことができる。

旅行者による1万ドル以上相当の支払い手段またはこれに相当する国内通貨の持出し、持込みについては税関への申告が義務付けられている。

居住者と非居住者間の貿易金融を含む借款や借入は、貸出と返済が公認銀行を通じて行われることを条件に自由に契約することが認められている。

なお、マネーロンダリング規制については、反資金洗浄・金融テロ撲滅法（Law on Anti-Money Laundering and Combating the Financing Terrorism）が2007年に公布され、特に公認銀行において厳格に適用されている。

(2) 貿易外取引

運賃や、保険料等のサービス・役務、仲介貿易における外貨支払い、技術援助契約に基づくロイヤリティの支払いなどに対して特段の規制は存在しない。

(3) 資本取引

対内及び対外直接投資に関して、特段の規制は存在しないが、居住者による10万ドル以上の対外投資については、カンボジア中央銀行への事前届け出が必要である。

また、海外からの投資について、10万ドル以上の外為取引に関しては公認銀行からカンボジア中央銀行に報告される。なお、公認銀行では預金で集めた資金を海外で運用することは禁止されている。

国内の証券取引については、カンボジア証券取引所での取引決済通貨はリエルのみが認められている。

(4) 対外送金

改正投資法第11条は、適格投資プロジェクト（QIP）に対して、投資に関連して生じる金融債務返済のため、投資家が公認銀行を通じて外貨を購入し、自由に国外へ送金できることを保証している。承認されている海外送金は以下の4種類。

- ① 輸入に関する支払い、及び国際融資における元本、利子の支払い
- ② ロイヤリティ及び経営管理手数料の支払い
- ③ 利益の送金
- ④ 撤退（会社解散）に伴う投下資本の本国送金